

第 10 期の審議に関する主な論点について

(法学未修者教育関係部分 改訂)

審議に当たっての基本認識

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成、輩出されるよう、法科大学院において優れた資質を有する志願者の一層の回復が必要であり、先の通常国会で成立した法科大学院関連法を踏まえ、法科大学院等の教育の更なる改善・充実方を検討する必要があること。

個別の論点

○ 法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

- 論点1. 法学未修者と既修者とで法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。
- 論点2. 現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。
- 論点3. 入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。
- 論点4. 有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端の ICT 技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT 技術の活用については、平成 29 年 2 月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。
- 論点5. 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方を、どのように考えるか。その実現において ICT をどのように活用すべきか。
- 論点6. 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実方策や活用方策をどのように考えるか。
- 論点7. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、その進路の在り方をどのように考えるか。

審議スケジュール

2020（令和2）年春～夏： 1. ～5. について議論

夏～秋： 6. ～7. について議論

秋～ ： 論点整理（案）～報告書（案）について議論

2021（令和3）年初春： 報告書